

国水防第1672号
令和7年4月1日

都道府県知事
指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱」により行うこととされたので通知します。

なお、対象地方公共団体に対して、この旨周知をお願いします。

給水施設災害復旧事業等補助金交付要綱

(通則)

1. 給水施設災害復旧事業等補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」及び「国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年總理府・建設省令第 9 号）」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

2. この補助金は、次の事業を交付の対象とするものである。
- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」第 2 条の規定により指定された災害により被害を受けた「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号、以下「負担法」という。）」が適用される「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号、以下「施行令」という。）」第 1 条第十水道の規定に示す配水施設と水圧管理上一体的な関係にある給水施設（以下「給水施設」という。）を原形に復旧する事業（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適当な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。）、及び施行令第 1 条第十水道に規定する施設に係る漏水調査とする。
- (2) 対象とする災害は 2 (1) の災害で、地震による災害については「激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）」1 に示す A 又は B、その他の災害については A のみとする。
- (3) 補助金の交付下限額は、給水施設に係る災害復旧事業（以下「給水施設災害復旧事業」という。）については、負担法第 6 条第 1 項第 1 号を準用するものとする。漏水調査については、地方公共団体ごとの補助対象費に対する補助金の合計額が水管管理・国土保全局長が別に定める金額以上とする。
- (4) 給水施設災害復旧事業の除外規定については、負担法第 6 条第 1 項第 2 号から第 5 号及び第 8 号を準用するものとする。
- (5) 災害復旧事業の対象となる施設は、次のものとする。
給水施設のうち施行令第 1 条第十水道の規定に示す配水施設の配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、当該給水施設の復旧事業が次の要件を満たすもの。
(a) 地方公共団体が、被災した配水施設の配水管と水圧管理上一体的な関係にある給水施設の復旧事業を行うものであること。
(b) 当該給水施設の復旧事業が行われなければ、配水施設の災害復旧の効用が発揮できない場合であること。
- (6) 補助金の交付の対象となる漏水調査（漏水実験を除く。以下同じ。）は、施行令第 1 条第十水道の施設に係る導水管、送水管、配水管等の管路の災害復旧事業を実施する際に、被災の事実や被災の状況を確認するために行う調査に係るものとする。
- (7) 交付の対象は、次の地方公共団体とする。
- 1) 給水施設については、2 (1)～(5) に該当する給水施設災害復旧事業を実施する地方公共団体
 - 2) 漏水調査については、以下のいずれかに該当する地方公共団体
(ア) 被害が激甚なことにより公共土木施設災害復旧事業費に対する国の負担率が 0.667 を超えることとなる地方公共団体
(イ) 国の負担率算定の基礎となる公共土木施設災害復旧事業費のうち、工事費から工事雑費を除いた額の総額が、水管管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる地方公共団体

(交付額の算定方法)

3. この補助金の補助率は、補助対象事業費の2分の1とする。ただし、給水施設災害復旧事業については、事務費、工事雑費及び災害査定後に設計書を作成するために行う調査、測量、試験又は設計に関する費用は災害復旧事業の対象としない。なお、算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事務手続き等)

4. この補助金の交付のための事務手続きは以下によるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請は、都道府県知事、指定都市の長及び市町村長が別記様式第一「給水施設災害復旧事業等補助金交付申請書」により国土交通大臣に行うものとする。なお、市町村長の申請は都道府県知事を経由して行うものとする。
- (2) 国土交通大臣は、(1)の規定による申請が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うとともに、適正化法第15条の規定に基づき交付すべき額の確定を行って、別記様式第二「給水施設災害復旧事業等補助金交付決定通知書」により都道府県知事、指定都市の長及び市町村長にその旨を通知するものとする。
- (3) 国土交通大臣は、(2)の規定により交付すべき額を確定したときは、すみやかに補助金を交付するものとする。
- (4) 給水施設災害復旧事業の事業実績報告及び年度終了実績報告については、「水管理・国土保全局所管国庫補助事業等（災害復旧事業を除く。）の実績報告について（昭和45年6月1日建設省河総発第141号）によるものとし、様式については河川等事業の様式とする。

(補助金の概算払い)

5. 国土交通大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(消費税相当額の取扱い)

6. この補助金に係る消費税等の取扱いについては、「水管理・国土保全局所管災害復旧事業における消費税相当額の取扱いについて（令和6年4月1日国水防第539号）」に準じて行うものとする。

(申請期日)

7. この補助金の交付の申請は、毎年度別途通知する期日までに国土交通大臣に対して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8. 国土交通大臣が、補助金等交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(その他)

9. 3及び4により難い特別の事情にある場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

番号
年月日

國 土 交 通 大 臣 殿

申請者 役職氏名

給水施設災害復旧事業等補助金交付申請書

災害名における給水施設災害復旧事業等補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 千円

2. 要綱第二（5）及び（6）にかかる事業

(1) 交付申請額算定方法

(単位：千円)

補助対象	補助対象 事業費	補助率	補助金 交付申請額	備考
給水施設		1/2		
漏水調査		1/2		
合計				

国 水 防 第 号
年 月 日

申請者 殿

国土交通大臣

給水施設災害復旧事業等補助金交付決定通知書

申請日付け申請書番号で申請のあった〇〇における給水施設災害復旧事業等補助金の交付申請については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、下記決定額をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定に基づく額の確定額としたので、あわせて通知する。

記

(単位：千円)

補助対象	補助対象 事業費	補助率	交付決定額	摘要
給水施設		1/2		
漏水調査		1/2		
合計				